

平成 27 年度第 2 回野洲市総合計画外部評価委員会 会議結果の概要

日 時 : 平成 27 年 8 月 3 日 (月) 午後 2 時 30 分～5 時 00 分

場 所 : 野洲市役所 本館 3 階 第 2 委員会室

出席委員 7 名

(兵藤委員長、板倉委員、田中委員、豊田委員、中野委員、西川委員、松並委員)

議 事

- ・前回委員会結果の確認、評価(事業ヒアリング)の流れ、評価の留意点について(事務局)
- ・外部評価事業ヒアリング・意見交換
- ・平成 27 年度評価スケジュール等について
- ・次回会議日程について

評価(事業ヒアリング)の流れ、評価

- ・現年度に実施中の事業に対して評価を行う事業寄り添い型での評価として実施。
- ・事業ヒアリングは年度を通じて、当初(今回)、中間、最終の年 3 回を予定
それぞれの評価時点では以下に留意願う。

当初・・・取り組みの把握、事業目的・目標の確認

中間・・・事業進捗・事業効果の確認、課題の抽出

最終・・・事業への提言、所見、効果測定など事業成果の評価

- ・評価の留意点

委員会では主に事業の方向性、事業への取り組み手法、事業の成果、予算の適正さなどを評価する。行政の気づかない側面などについて、事業担当職員と自由な意見交換のできる評価の場とする。

外部評価事業ヒアリング・意見交換の概要

①事業通番 2 児童虐待の防止 (健康福祉部 家庭児童相談室)

事業概要

児童虐待の早期発見・早期対応のため、市における児童虐待の現状を分析し、課題整理を行い、関係機関が情報共有し、虐待防止に取り組む。要保護児童等の支援に関し、支援に必要な社会資源の把握や有効活用を検討し、自立支援につなげる。

<主な意見> (○委員、→市回答)

○滋賀県や野洲市は全国に比べ、どのような傾向があるのか。

→傾向としては、ネグレクト(養育の怠慢等)、身体的虐待、心理的虐待の順に多いと把握している。

全国的には身体的虐待(暴力等)が多いと聞いている。

○親から子へ虐待の連鎖があると聞いているが。

→世帯間連鎖で自分が育ってきた環境が自分の子育てにも影響している。また貧困の問題も影響している。

○支援する側の負担についてのバックアップは。

→子どもに関する問題だけでなく、親に対しての支援も必要となる。ケースに合わせた具体的な支援策を探しているが、支援が出来る範囲での限界もある。様々な事柄に対応していくため、社会資源をしっかりと有効活用できるような支援システムの検討をしていく。

②事業通番 30 地産地消の推進 (環境経済部 農林水産課)

事業概要

地元の農業者が作った顔の見える安心・安全な農産物を地域内で消費するシステムを構築することにより、地域内自給の向上を図る。

学校給食向け等の野菜の生産者の掘り起こしを図り、地元野菜の生産拡大を図る。

<主な意見> (○委員、→市回答)

○大型店舗等で県内産の野菜が販売されるようになったが、農家から大型店舗への販売ルート(仕組み)は確立されているのか。

→京都青果市場への提供や、JAを通じた販売、また大手スーパーへの直接販売を行っている。きゅうりなどは直接大型店舗へ販売に出しているなど、農家が直接販売ルートを持っている例もある。

○すまいる市は規模的に小さい。国道8線などに道の駅などの整備はどうか。民間でも可能である。

→必要と思うが、近隣ではおうみんちがあり、JAでは各支所にも販売所がある。野菜や青果の生産者が高齢となっており、若者の参入が少ない。米作が主流となっており、野菜農家が少なくなっている。直売所については、JA等と検討が必要である。

○学校給食においても規格等の規制があり、生産者としては対応が難しい。規格対応への難しさやもったいなさがある。規格外のものについての活用方法や使い道はないか。

→1日6,000食に対応する学校給食の現場には効率よく対応するため、機械化が進んでいる。生産者に対する課題も認識しているが手作業では対応できていないのが現状である。

③事業通番 64 債権の管理体制及び手法の整備 (総務部 納税推進課)

事業概要

市の債権(強制徴収公債権、非強制徴収公債権又は私債権)を効率的かつ効果的に管理するため、債権管理条例等を制定して体系的に債権の管理体制及び手法の整備を図り、滞納債権の管理を一元管理方式に変更し、組織的に管理する体制を構築する。

また生活再建の支援を併せた納付相談等を市民生活相談課と連携して実施する。

<主な意見> (○委員、→市回答)

○この制度が必要となった背景は、野洲市独自の取組みか。

→従来は債権を各所属で管理していたが、滞納対応を一元化することで効率を図るものである。また、滞納者は生活困窮者であることが多く、生活再建を図らないと滞納は改善されないため、市民生活相談課と連携して、生活再建支援の観点を加えて、債権管理を行うという目的を持つ。生活再建の視点は他市町にはないものである。

○個々の判断は難しいが、債権徴収と生活再建のバランス、両立が事業の魅力となる。

○市民に対し、しっかりとした説明が今後必要となってくる。

→関係課のヒアリングを行い、どのような債権をどのような状態で受け持つのかなどの基準を設けた上で対応していきたい。

平成27年度評価スケジュール等について

・平成27年の当初ヒアリング(8/3)、中間ヒアリングは10月下旬から11月上旬、最終ヒアリングは2月中旬頃を予定している。

次回会議日程について

・次回委員会は平成27年11月9日(月)14時30分から開催する。